

神奈川県環境基本計画
改定骨子案

2023（令和5）年5月

神奈川県

目 次

第1章 総論	1
1 改定の趣旨.....	1
(1) 改定の目的.....	1
(2) 改定の背景.....	2
2 基本的事項.....	8
(1) 本計画の位置付け.....	8
(2) 計画期間.....	8
(3) 計画の対象とする環境施策の範囲.....	9
3 基本目標と施策展開の考え方.....	10
(1) 基本目標.....	10
(2) 計画の施策体系.....	10
(3) 施策分野ごとの取組の方向性.....	11
(4) 施策分野ごとの主な取組.....	12
第2章 施策分野	16
1 気候変動への対応.....	16
(1) 指標.....	16
(2) これまでの取組と課題.....	16
(3) 主な施策.....	18
2 自然環境の保全.....	19
(1) 指標.....	19
(2) これまでの取組と課題.....	19
(3) 主な施策.....	21
3 循環型社会の形成.....	24
(1) 指標.....	24
(2) これまでの取組と課題.....	24
(3) 主な施策.....	26
4 大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減.....	27
(1) 指標.....	27

(2) これまでの取組と課題.....	27
(3) 主な施策.....	28
5 横断的な取組 ～統合的な課題解決を目指して～.....	32
(1) 環境教育・学習の推進.....	32
(2) 多様な主体との連携による施策の推進.....	34
(3) 国際貢献や広域的な取組.....	35
(4) 県庁の率先実行.....	36
(5) デジタル化の推進.....	37
(6) 県試験研究機関での調査・研究等.....	37
(7) グリーンファイナンスの活用.....	37
第3章 計画の推進	38
1 推進体制.....	38
2 進行管理.....	38
3 計画の見直し.....	38
参考資料	39
1 改定前計画の進捗状況.....	39
2 検討経過：今後記載.....	40
3 用語集：今後記載.....	40

第1章 総論

1 改定の趣旨

(1) 改定の目的

神奈川県環境基本計画（以下「環境基本計画」又は「本計画」という。）は、県における環境施策を推進する上での基本的な計画であり、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、神奈川県環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）第7条に基づき、長期的な目標や施策の方向等を定めるものです。

県では、1996（平成8）年3月に制定した環境基本条例に基づき、1997（平成9）年3月に最初の環境基本計画を策定し、環境の保全と創造に関する施策を実施してきました。

その後、3回の計画改定を経て、2016（平成28）年度を初年度とする計画の下、環境施策に取り組んできましたが、気候変動による環境への影響や生物多様性の損失は、近年、より一層深刻なものとなっています。

このような危機に直面する中で、「SDGs（持続可能な開発目標）」や「2050年脱炭素社会の実現」が世界共通の目標として掲げられるようになり、本県においても、これらの達成に向けた速やかな対応が求められています。

また、2019（令和元）年に発生が確認された新型コロナウイルス感染症は、生活様式や社会活動に大きな変化をもたらし、新たな生活様式の下で進められるコロナ禍からの経済復興には、環境に配慮した「グリーンリカバリー」の視点が必要とされています。

環境や社会、生活様式等の変化を捉えながら、直面する危機に対応し、持続可能な社会を形成していくためには、環境分野における様々な取組を、さらに加速化させ、確実に成果を上げていく必要があることから、このたび環境基本計画の改定を行うものです。

なお、現行の環境基本計画は、2025（令和7）年度までの計画期間となっていますが、社会状況等の変化を踏まえ、期間満了を待たずに改定を行うこととします。

(2) 改定の背景

ア 神奈川県を取り巻く状況

● 気候変動

近年、地球温暖化等の気候変動を要因とする記録的な熱波や森林火災、大雨や洪水等の自然災害が世界各地で頻発しており、国内でも記録的な猛暑や大型台風、集中豪雨といった異常気象の脅威を身近に感じざるを得ない状況となっています。

気候変動は、自然災害を発生させるだけでなく、農作物の発育不良や水資源の枯渇、熱帯性の感染症拡大のリスクを高めるなど、我々の生活にも直接的に影響を与えるものです。

2015（平成 27）年の「気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）」で採択された「パリ協定」では、世界共通の長期目標として、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなどが言及されています。

国連の「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が、2018 年（平成 30）年に公表した「1.5℃特別報告書」では、1.5℃目標を達成するためには、2050（令和 32）年頃には、世界の二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする必要があることが示されるなど、脱炭素社会の実現に向けた取組を加速させる必要性がますます高まっています。

我が国でも、2020（令和 2）年に「2050 年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言し、それと整合的で野心的な目標として、2030（令和 12）年度に温室効果ガスを「2013 年度比で 46%削減、更に 50%の高みに向けて挑戦を続ける」ことを表明し、国家をあげて対応するという強い決意を示しています。

そして、国は、この目標の達成に向けて、これまでの化石エネルギー中心の産業・社会構造をクリーンエネルギー中心の脱炭素型に転換する「グリーントランスフォーメーション（GX）」を進めており、2022（令和 4）年に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」では、エネルギー安定供給の確保に向けて、徹底した省エネに加え、再エネや原子力等のエネルギー自給率の向上に資する脱炭素電源への転換など、GXに向けた取組を進めることとしています。

企業においても、世界的な脱炭素の流れを受けて、大企業を中心に気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に沿った経営戦略の開示や、SBT（Science Based Targets：パリ協定が求める水準と整合した、企業が設定する温室効果ガス削減目標）やRE100 といった排出量の目標設定を行う国際的なイニシアチブへの参加のほか、国が募集した「GXリーグ基本構想」への賛同や、RE100の対象外となっている中小企業、行政、教育・医療機関等を対象にした「再エネ 100 宣言 RE Action」への参加等の動きも広がっています。

● 生物多様性

気候変動による影響は、生物多様性の損失とも密接に関わっています。生物多様性の損失の直接的な要因として、土地・海域の利用変化、生物の直接採取に次ぐ3つ目に気候変動が挙げられており、気温の上昇によって生態系バランスが崩れる例は、県内でもブナ林の衰退をはじめ、様々な場面で確認されています。

また、間接的な要因としては、人間の生産・消費パターンの影響等が挙げられており、気候変動への対応策と同様に、社会活動・経済活動とのバランスを踏まえた、生物多様性の保全策が求められています。

生物多様性の損失を止めることを目的とした世界共通の目標である「愛知目標」（目標年次：2020年度）は未達成に終わりましたが、2022（令和4）年12月に、カナダのモントリオールで開催された「国連生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）」第2部において、新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

この枠組では、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を保全する「30 by 30」が主要な目標の一つとして定められるとともに、2030年までに「生物多様性の損失を止め反転させ回復軌道に乗せるための緊急な行動をとる」ことを目指すことが確認されました。

そして、我が国では、この新たな世界目標に対応するための戦略として、2023（令和5）年に「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定され、生物多様性分野において新たに目指すべき目標として、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）」が掲げられました。

● 資源循環

2000（平成12）年に制定された循環型社会形成推進基本法では、「循環型社会」とは、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会とされています。

2018（平成30）年に策定された国の「第4次循環型社会形成推進基本計画」では、ライフサイクル全体の徹底した資源循環を行っていくとして、プラスチックやバイオマスなど素材別の取組が規定されました。

また、2019（令和元）年には食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）、2022（令和4）年にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）が施行されました。

資源循環の観点では、特に、プラスチックを取り巻く様々な環境問題への対応

が求められています。プラスチックの生産及び廃棄に伴う焼却の際には二酸化炭素が発生し、海洋に流出したプラスチックは海洋生態系に影響を及ぼすなど、脱炭素社会の実現や生物多様性保全のためにも、プラスチック資源の循環が重要となっています。

また、プラスチックへの対応を含め、社会全体が大量生産・大量消費・大量廃棄ではない、持続可能な循環経済に移行していくことが必要であり、世界的な潮流となっています。

● 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響

2019（令和元）年に発生した新型コロナウイルス感染症は、世界中に感染が拡大し、日常生活はもとより、社会、経済、環境といった、我々を取り巻くあらゆる面に大きな変化をもたらしました。

環境面では、例えば、経済活動の制限に伴い、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の減少や大気環境の一時的な改善が見られた一方で、在宅時間の増加に伴い、家庭でのエネルギー消費量や廃棄物の増加、騒音に対する苦情の増加といった影響がありました。

また、感染拡大防止のため、5G通信の普及も相まって、テレワークやウェブ会議の活用やキャッシュレス決済の拡大など、デジタル化がより一層進んでいます。デジタル化に伴う作業の効率化や物理的な移動の減少は、エネルギー消費量の減少につながり、脱炭素にも大きく貢献するものです。

コロナ禍は、医療のひっ迫や経済の低迷など、我々の生活に多大な負の影響を与えていますが、ウィズコロナによってもたらされた有用な取組については、これを契機として、今後も積極的に活用していく必要があります。

なお、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症の発生には、土地利用の変化等に伴う、生物多様性の損失や気候変動等の地球環境の変化も深く関係していると言われています。人間と野生生物とが適切な距離を保つことで、新たな感染症の発生の流出を防ぐことができるとされており、我々の健康を守るためにも、環境保全に係る取組の重要性が示唆されています。

さらに、コロナ禍からの経済復興に当たっては、気候変動をはじめとする環境問題の解決を同時に目指す「グリーンリカバリー」、持続可能な経済復興である「サステナブルリカバリー」を実現していくことが求められています。

● ロシアのウクライナ侵攻による影響

2022（令和4）年には、ロシアのウクライナ侵攻等による影響で、世界的にエネルギーの安定供給に対する不安の高まりや電力価格の高騰が生じたほか、石炭火力発電所の再稼働など、脱炭素に向けて懸念される事項も発生しています。

国内でも、電力価格が高騰し、人口が多く、エネルギー需要の高い本県におい

ても、エネルギーの安定供給の確保は重要な課題となっています。

輸入の化石燃料に頼らずに再生可能エネルギー等の導入を進めることや、一人ひとりが省エネルギー対策を更に進めるといったライフスタイルへの転換、エネルギーマネジメントによる需要の最適化に向けた取組等が求められています。

● SDGs（持続可能な開発目標）と統合的な課題解決

2015（平成27）年の「持続可能な開発サミット」で採択されたSDGsは、国際社会全体の目標として、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、環境・経済・社会をめぐる広範な課題について、2030（令和12）年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットを示したものです。

SDGsでは、一つの行動によって複数の課題を統合的に解決すること、つまり、環境に係る取組によって、経済や社会における諸問題の解決にも資することを目指しており、今後は、環境問題の解決だけではない、複合的な視点が求められていると言えます。

気候変動、生物多様性、資源循環といった各分野は相互に関連しており、一つの分野の取組が、別の分野に良い影響と悪い影響も及ぼし得るトレードオフの関係にあることも考慮する必要があります。

例えば、地球温暖化の緩和策として、太陽光発電を設置することは、再生可能エネルギーの導入促進につながり脱炭素に貢献する一方で、太陽光発電設備設置のために森林を伐採する必要性が生じた場合は、自然環境を悪化させ、生物多様性の損失を招く恐れがあり、耐用年数を経過した設備の廃棄問題といった課題も生じます。

また、適応策として、沿岸域への護岸や堤防を設置することで生じる潮流の変化により、自然生態系に悪影響を及ぼす可能性があります。環境施策の推進に当たっては、気候変動、生物多様性、資源循環といった分野ごとの施策目的だけに着目するのではなく、各分野の相互関連を意識しながら、課題を統合的な視点で捉え、課題の同時解決を図ることの重要性が増しています。

また、気候変動の脅威等を身近に感じる機会が増え、個人の環境に対する意識も高まってきており、事業者においても、脱炭素経営やESG投資の視点が求められるなか、大企業を中心に環境意識が浸透してきており、こうした機会を捉え、ライフスタイルや事業活動を、より一層環境に配慮したものへと転換させていく必要があります。

イ 神奈川県の人口、土地利用等の動向

本県は、全国第2位（2022（令和4）年10月時点）の人口を抱えており、海、山、川といった多彩で豊かな自然環境を有するとともに、活発な経済活動を営む都市部が大きく広がっています。こうした豊かな自然を守りながら、経済活動を

推進していく必要のある本県には、県民、事業者、市町村等のあらゆる主体と連携・協力し、それぞれの地域特性を踏まえながら、環境施策に取り組んでいくことが求められています。

● 人口・世帯数

県の総人口は、2021（令和3）年10月に、統計開始以降初めて前年同月と比べて減少に転じ、それ以降も同様の傾向が続いていることから、人口減少局面に入ったと考えられます。

地域ごとに見ると、川崎・横浜地域では、長らく増加傾向が続いてきましたが、2022（令和4）年から2年連続で減少しており、三浦半島地域と県西地域では、引き続き減少が見込まれます。

総人口に占める生産年齢人口や年少人口の割合は、今後も減少が続く見込みで、その傾向は三浦半島地域及び県西地域において顕著となっています。

一方、世帯数は増加が続き、2030（令和12）年頃にピークを迎えると予測されています。中でも単身世帯が著しく増加しており、特に一人暮らしの高齢者の世帯が今後も大幅に増加していくことが見込まれます。世帯人数が少ないほど、一人当たりのエネルギー消費量や廃棄物排出量は増加する傾向が認められることから、家庭における省エネルギー対策等の促進が重要となっています。

また、単身世帯の増加や核家族化により、地域における「横のつながり」の減少が懸念される中で、「シェアリング」の普及が地域住民をつなぐ一つの手段として注目されています。

今後、空間・時間・モノを共有する「シェアリング」は、デジタル化の波と相まって拡大していくことが期待され、デジタル化による省エネや限りある資源の有効活用といった点において、環境分野における期待も高くなっています。

● 土地利用・産業構造

2021（令和3）年度における県内の土地利用状況（面積）は、森林が最も多く（39.0%）、続いて宅地（27.6%）となっていますが、これまでの推移を見ると、農林業的な土地利用が減少傾向であるのに対して、宅地をはじめとする都市的な土地利用は増加傾向にあり、今後も同様の傾向が続くものと予想されます。

地域別に見ると、農林業的な土地利用の割合が大きい三浦半島地域や県西地域は、今後の人口減少が特に見込まれる地域と重なり、農業や里地里山を保全する担い手が減少することで、耕作放棄地の増加や里地里山の荒廃に伴う鳥獣被害の増加等にもつながっていることが示唆されます。

なお、県内の総就業人口に占める農業・林業に従事する者の割合は、2020（令和2）年時点で約1%にとどまっています。

都市部の土地利用状況を見ると、工場の海外移転や業務のスリム化等により、

工業用地は減少し、今後は遊休化が危惧されています。また、都市部においても、交通条件や地形的条件の悪い地区等で、モザイク状に人口減少が進んでいる地域があり、いわゆる「都市のスポンジ化」が課題として懸念されています。都市のスポンジ化により、例えば不法投棄の増加や、インフラの維持管理の非効率化に伴う環境負荷の増大といった環境面における影響も想定されます。

なお、一定規模以上の大規模な開発事業については、引き続き、神奈川県環境影響評価条例に基づく環境アセスメント等により、環境影響の低減を図っていく必要があります。

県内の産業構造を見ると、2020（令和2）年度の県内総生産の内訳は、比率が高い順に製造業 19.6%、不動産業 16.7%、専門・科学技術、支援サービス業 10.4%となっています。製造業の割合が高いものの、工業用地は減少しており、今後は、知識集約型・技術集約型への転換が更に進んでいくことが見込まれます。

また、「特区制度」の取組等により、A I（人工知能）、I o T（モノのインターネット化）、ロボットに関する技術については、今後、更なる進展とともに、人手不足等の社会課題の解決や生産性の向上等に大きく寄与するものと見込まれます。こうした成長産業の発展により、環境問題の解決に資する新たな技術開発への期待も高まっています。

2 基本的事項

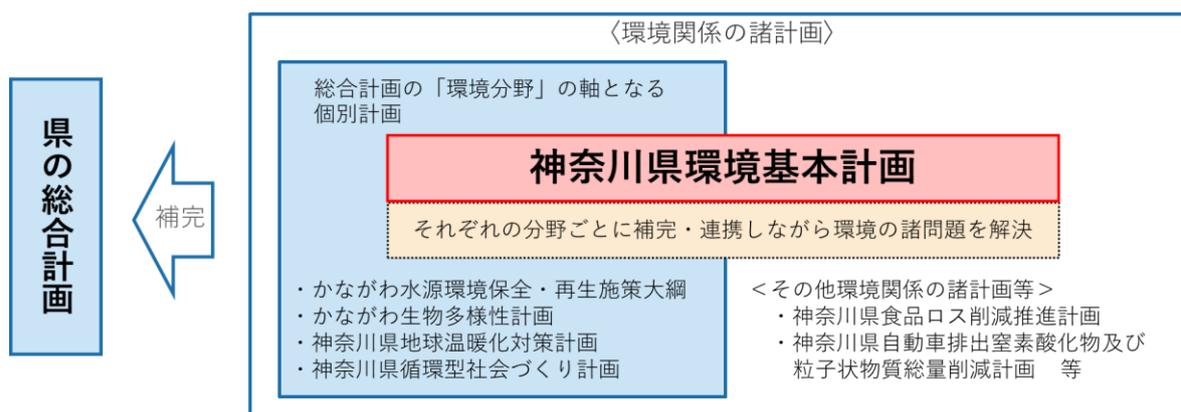
(1) 本計画の位置付け

本計画は、県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画において、環境分野の軸となる計画です。

環境分野における計画は、本計画以外にも、「神奈川県地球温暖化対策計画」、「かながわ生物多様性計画」、「神奈川県循環型社会づくり計画」等があり、各分野における詳細な目標や施策等については、各個別計画に記載しています。

環境基本条例第8条により、各個別計画には、「環境基本計画との整合を図る」ことが求められているため、本計画も各個別計画との整合を図った上で、総合的な視点から環境問題の解決を図るものとしします。

なお、環境教育の分野については、本計画の当該分野に係る内容を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条に基づく県の行動計画として位置付けます。



(2) 計画期間

2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間

脱炭素社会の実現を目指す2050年を視野に入れながら、SDGsの目標年次や「神奈川県地球温暖化対策計画」における中期目標年次、「かながわ生物多様性計画」における目標年次等を踏まえ、2030（令和12）年度までとします。

(3) 計画の対象とする環境施策の範囲

- ・ 地球温暖化の防止、気候変動への適応を図るための施策
- ・ 生物多様性や豊かな自然環境を保全するための施策
- ・ 廃棄物を減らし、資源が循環的に利用される循環型社会を形成するための施策
- ・ 良好な大気・水等の生活環境を保全するための施策
- ・ 環境学習・教育施策、多様な主体とのパートナーシップによる環境施策の推進

3 基本目標と施策展開の考え方

(1) 基本目標

次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり

本県における環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定める「環境基本条例」は、「環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行わなければならない」ということを基本理念としています。

この基本理念の下で、2016（平成28）年に策定した環境基本計画では、「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」を基本目標に設定しました。

環境は、そこに生きる全ての「いのち」の基盤であり、今の「いのち」は、環境を介して未来の「いのち」につながっていきます。

良好な環境とは、県民が生きる喜びを実感できる「いのち輝く環境」であり、それを将来世代へ継承していくべきであるとの思いで、設定したものです。

その後の社会状況等を踏まえても、基本目標の背景にある「いのち輝く」という考え方は今も変わらず、また、環境という基盤の上であらゆる「いのち」が輝く姿は、我々を取り巻く環境問題を解決した先に見える、持続可能な社会の実現という将来像と重なります。

そこで、本計画においても、引き続き「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」を基本目標として掲げ、各主体・各分野で連携しながら環境施策を推進することで、人と環境にやさしい社会の実現を目指します。

(2) 計画の施策体系

昨今の環境を取り巻く状況や、国の「第6次環境基本計画」に向けた考え方において、「脱炭素社会への移行は、循環経済への移行や自然再興の取組と相互に関係している」とされていることから、いまや気候危機といわれる気候変動への対応をはじめ、生物多様性の損失や循環型社会の形成は、いのちをつないでいくための喫緊の課題となっています。

これらの喫緊の課題に対しては、県民、事業者、団体、市町村など、あらゆる主体が課題を「自分事化」し、主体的にそれぞれの取組を進めるとともに、他者との連携・協働をしながら対応していく必要があります。

こうした取組を加速化させるため、県には、各主体の取組の後押しや、各主体間の連携を促す役割が求められており、多様な主体と連携しながら、課題解決に取り組む必要があります。また、県自らも、各主体の範となるよう率先して取組を強化し、一事業者としての責務を果たすとともに、各主体に取組を広げていかななくては

なりません。

2021（令和3）年の「国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）」における「グラスゴー気候合意」では、世界全体に及ぶ危機である気候変動と生物多様性の損失は相互関係にあり、自然や生態系の保護・保全及び回復が重要であると述べられています。

気候変動、生物多様性、資源循環等の環境をめぐる問題は、相互に関連しており、一つの分野の視点による取組だけでは、十分な課題解決につながらない可能性があるだけでなく、一つの取組が複数の分野に影響を及ぼすこともあるため、気候変動への対応と同時に、生物多様性の保全、大気や海洋汚染の防止、プラスチックごみへの対処をはじめとした資源循環等に取り組む必要があります。

また、環境保全と経済発展は相反するものと見なされてきた時代もありましたが、SDGsやグリーンリカバリーといった考えに基づき、持続可能な社会の実現に向けて、環境問題と他の社会課題の解決を同時に図ることが重要となっています。

計画の推進に当たっては、それぞれの取組が他の分野にどのような影響を及ぼすか、また、他の社会課題との同時解決を図ることができないかなど、統合的な課題解決を目指すとともに、分野間の施策の整合性にも配慮し、大局的な視点で持続可能な社会づくりのための取組を進めていきます。

そこで、取組の体系としては、これまでの環境基本計画の施策体系や課題認識等を踏まえ、4つの施策分野と横断的な取組の5つで構成します。

- 1 気候変動への対応
- 2 自然環境の保全
- 3 循環型社会の形成
- 4 大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減
- 5 横断的な取組
(環境教育・学習、多様な主体との連携による施策の推進など)

(3) 施策分野ごとの取組の方向性

分野	取組の方向性
気候変動への対応	未来のいのちを守るため、脱炭素社会の実現に向けて、多様な主体が気候変動問題を自分事化し、オールジャパン、オール神奈川で緩和策と適応策に取り組めます。

分野	取組の方向性
自然環境の保全	生物多様性による恵みを次世代へ引き継ぐため、ネイチャーポジティブ（自然再興）に向けて、地域の特性に応じた生物多様性の保全を推進するとともに、各主体が生物多様性の理解と保全行動に取り組みます。
循環型社会の形成	限りある資源を有効活用し、快適な生活や良好な環境を将来の世代に引き継ぐため、廃棄物ゼロ社会の実現に向けて、あらゆる主体が資源循環（3R+Renewable）に取り組みます。
大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減	現在及び将来の県民の健康を守り、生活環境を保全するため、良好な大気環境や水環境の維持・向上を図るとともに、環境リスクの低減に取り組みます。
横断的な取組	持続可能な社会の実現に向けて、あらゆる主体が環境問題を自分事化し、主体的に環境保全に取り組む基盤となる環境教育等を推進します。

（４）施策分野ごとの主な取組

施策分野ごと施策体系や主な取組（例）は次のとおりですが、具体的な施策については、各分野における個別計画に沿って、推進していきます。

分野	施策の柱	主な取組（例）
気候変動への対応	緩和策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 省エネルギー対策・電化・スマート化 ○ 人流・物流のゼロカーボン化 ○ 再生可能エネルギーの導入促進・利用拡大 ○ 水素社会の実現に向けた取組 ○ イノベーションの促進（研究開発・新技術の実用化の促進等） ○ 吸収源対策 ○ 循環型社会の推進（ワンウェイプラスチックの使用削減、代替素材への転換等） ○ CO₂以外の温室効果ガスの排出削減 ○ 横断的な取組（脱炭素教育等） ○ 県庁の率先実行
	適応策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産業分野の対策（農産物の高温障害対策等） ○ 水環境・水資源分野の対策（海水温上昇による貧酸素水塊対策等） ○ 自然生態系分野の対策（分布域・ライフサ

分野	施策の柱	主な取組（例）
		イクル等の変化に関する対策) <input type="checkbox"/> 自然災害分野の対策（水防災戦略） <input type="checkbox"/> 健康分野の対策（暑熱・熱中症対策） <input type="checkbox"/> 産業・経済活動分野の対策（調整中） <input type="checkbox"/> 県民生活・都市生活分野の対策（交通のインフラ対策等） <input type="checkbox"/> 分野横断的な取組（情報発信、環境教育）
自然環境の保全	地域特性に応じた生物多様性の保全	<input type="checkbox"/> 県内のエリアごとの取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 丹沢エリア（森林整備、シカ管理等） ・ 箱根エリア（森林整備、シカ管理等） ・ 山麓の里山エリア（農地保全活動、野生鳥獣との棲み分け） ・ 都市エリア（身近なみどりの保全） ・ 三浦半島エリア（緑地保全、自然とふれあう地域づくり） ・ 河川・湖沼及び沿岸エリア（水域の生態系保全）
	自然環境の保全に資する広域的な取組	<input type="checkbox"/> 野生鳥獣との共存を目指した取組 <input type="checkbox"/> 外来生物の監視と防除 <input type="checkbox"/> 法制度等を活用した緑地等の保全 <input type="checkbox"/> 水源環境の保全・再生
	自然環境を保全するための行動の促進	<input type="checkbox"/> 生物多様性に関する情報の収集・発信、環境教育・学習の推進など
循環型社会の形成	資源循環の推進	<input type="checkbox"/> 排出抑制、再使用の推進 <input type="checkbox"/> 再生利用等の推進 <input type="checkbox"/> 環境教育・学習及び人材育成の推進等
	適正処理の推進	<input type="checkbox"/> 廃棄物の適正処理の推進 <input type="checkbox"/> 不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進 <input type="checkbox"/> クリーン活動の推進
	災害廃棄物対策	<input type="checkbox"/> 災害廃棄物対策
大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減	大気環境の保全、更なる向上	<input type="checkbox"/> 大気環境の常時監視等 <input type="checkbox"/> 光化学オキシダント、PM2.5等への対応
	水環境の保全、更なる向上	<input type="checkbox"/> 水質の常時監視等 <input type="checkbox"/> 土壌汚染・地下水汚染対策等 <input type="checkbox"/> 地盤沈下対策等

分野	施策の柱	主な取組（例）
		○ 生活排水処理施設の整備促進
	騒音・振動等への対策	○ 工場、事業場等への立入検査等 ○ 自動車等騒音調査
	化学物質等によるリスクの低減	○ 実態把握、環境保全対策の推進 ○ アスベストへの対応
横断的な取組	環境教育・学習の推進	○ 県民による環境学習の促進 ○ 学校における環境教育への支援
	多様な主体との連携による施策の推進	○ パートナーシップによって推進する取組 ○ 国際貢献、広域的な取組
	その他	○ 県庁の率先実行 ○ デジタル化の推進 ○ 県試験研究機関での調査・研究等 ○ グリーンファイナンスの活用

各分野における主な個別計画

分野	計画名称	概要
気候変動への対応	神奈川県地球温暖化対策計画	地球温暖化対策に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本的な計画、かつ再生可能エネルギーの導入等の促進に関する基本的な計画
自然環境の保全	かながわ生物多様性計画	生物多様性の保全と活用が継続的に実施されている姿として、生物多様性に関わる主体が共有できる「望ましい姿」を示し、施策を進めていくための計画
循環型社会の形成	神奈川県循環型社会づくり計画	「廃棄物ゼロ社会」の実現に向けて、県民、事業者、行政が連携し、循環型社会形成への取組を進めるための計画
大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減	神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画 (大気関係)	自動車排出窒素酸化物等の総量を削減する各種対策を、国、県、市町村、事業者及び県民の緊密な協力の下で総合的かつ計画的に推進するために策定している計画

分 野	計画名称	概 要
	東京湾における化学的酸素要求量等に係る第9次総量削減計画 (水質関係)	閉鎖性水域である東京湾の水質改善のため、東京湾に流入する化学的酸素要求量等の令和6年度の目標量及び目標達成に向けた事項を定めた計画

第2章 施策分野

1 気候変動への対応

(1) 指標

指標名	2020 年度実績	2030 年の数値
県内の温室効果ガス排出量（2013 年度比）	△ 19.3%	△ 50%

(2) これまでの取組と課題

県では、2010（平成 22）年度に策定した「神奈川県地球温暖化対策計画」（以下「地球温暖化対策計画」という。）に基づき施策を推進してきました。

こうしたなか、2019（令和元）年 9 月には、台風第 15 号及び第 19 号が県内にも記録的な暴風や高波、高潮、大雨をもたらし、大規模な土砂崩れや浸水等により、県内各地で甚大な被害が発生しました。

こうした気候変動の影響による自然災害の頻発化・激甚化等を受けて、2020（令和 2）年 2 月には「かながわ気候非常事態宣言」を発表し、風水害対策の強化、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進、気候変動問題の共有に向けた情報提供・普及啓発に取り組んできました。

2019（令和元）年には、「2050 年脱炭素社会の実現」を表明しており、2021（令和 3）年には、公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）との共同研究により「かながわ脱炭素ビジョン 2050」を作成し、県民に脱炭素型ライフスタイルへの転換を促すため、2050（令和 32）年の将来像のイメージを提示しました。

2023（令和 5）年には、2030（令和 12）年度の温室効果ガス排出量の削減目標を、2013（平成 25）年度比で 46%削減から 50%削減に引き上げ、脱炭素社会の実現に向けた取組を加速させることとしています。

また、気候変動による影響のリスクを低減するためには、地球温暖化の原因となる気候変動による人間社会や自然への影響を回避するため、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制する「緩和策」に加え、緩和策を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対して、その被害を軽減し、より良い生活を送ることができるようにしていく「適応策」を相互補完的に推進する必要があります。

● 緩和策

2020（令和 2）年度の県内における温室効果ガス総排出量（速報値）は、5,971 万 t-CO₂（CO₂換算）でした。2013（平成 25）年度比で 19.3%減となっております。

り、近年は減少傾向にありますが、地球温暖化対策計画における中期目標である「2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減」という極めて高い目標を達成するためには、更なる取組の加速化が必要となっています。

部門別のCO₂排出量を見ると、産業部門は31.2%を占めて最も多く、事業活動全体の8割近くを占めています。これまで県では、一定規模以上の事業活動・建築物・開発事業における「温暖化対策計画書制度」を運用してきたほか、中小規模事業者に対しては省エネ設備導入に対する補助等の支援を行ってきましたが、事業活動におけるCO₂排出量の削減に向けた取組をより一層推進する必要があります。

家庭部門は21.1%を占めており、2013（平成25）年度比で6.1%減少していますが、2013（平成25）年度以降のエネルギー消費量は横ばいであるため、省エネルギー対策の徹底や再生可能エネルギーの利用・導入といった脱炭素型ライフスタイルへの転換が求められています。

運輸部門は15.3%を占め、そのうち自動車からの排出が8割以上となっており、次世代自動車数の増加や自動車の燃費改善等により、2013（平成25）年度比では20.4%減少しています。

廃棄物部門は全体に占める割合は2.1%と少なく、廃棄物発生量の減少により、2013（平成25）年度比で10.4%減少しましたが、廃棄物中のプラスチック類の比率に影響されると考えられるため、プラスチックごみの減量も重要な課題となっています。

CO₂排出量を削減するためには、エネルギー消費量当たりの排出量を削減する必要があり、再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進を進めています。これまで、導入ポテンシャルが最も大きい太陽光発電を中心に取組を行ってきましたが、2020（令和2）年度の県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合は、20.4%にとどまっています。固定価格買取制度（FIT）の見直しによる買取価格の低下等により、太陽光発電等の新規導入量の伸びは鈍化しており、更なる導入拡大が重要となっています。

また、設備導入が困難な事業者や一般家庭においても、再生可能エネルギー由来の電力（以下「再エネ電力」という。）を利用することにより、CO₂排出量を減らすことができます。

現在は、再エネ電力の価格の高さが課題となっていますが、将来的には化石燃料由来の電力と価格が逆転するとの推計もあります。時流を捉えながら、CO₂排出量の少ない再エネ電力の利用が進むよう、後押しをしていく必要があります。脱炭素のためには、CO₂の排出削減だけでなく、CO₂吸収源としての森林整備・保全も重要です。これまでも間伐等による森林整備を行うとともに、県産木材の利用促進等を進めてきました。森林は、本県の面積の39%を占め、吸収源としてだけでなく、水源かん養や土砂災害の防止といった機能を持っています。土砂災害の防止は、気候変動への適応策としても重要であることから、引き続き、森林整備・保全を図っていく必要があります。

また、森林だけでなく、農地土壌における炭素貯留に資する環境保全型農業や、日常生活に身近な都市緑化のほか、ブルーカーボンに寄与する浅海域における藻場の再生・整備の取組も併せて推進していく必要があります。

さらに、フロン類の温室効果は、CO₂に比べて極めて高くなっています。大気中に一度排出されると回収はほぼ不可能であり、フロン類を排出しないために、使用機器からの漏えいの防止や廃棄時の適切な回収が重要であり、また、ノンフロン機器の開発等の状況を注視する必要があります。

● 適応策

横浜地方気象台の観測では、本県の年平均気温は100年当たり約2.0℃上昇しており、追加的な緩和策を取らなかった場合、21世紀末には更に最大で4.2℃上昇すると予測されています。

また、「滝のように降る雨」（1時間降水量50mm以上）の発生回数は増加していると見られ、これも追加的な緩和策を取らなかった場合、21世紀末には発生回数が約2.2倍に増加し、その一方で無降水日が増えるなど、極端現象の発生頻度の増加が顕著になると予測されています。

こうしたことから、温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減を図る「緩和策」に加え、緩和策を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対して、その被害を回避・軽減し、より良い生活ができるようにしていく「適応策」を、計画的に進めることが必要となっています。

地球温暖化の影響の現れ方は、気候、地形、文化等によって異なるため、適応策の実施に当たっては、地域ごとの特徴を踏まえることが不可欠です。国レベルの取組だけでなく、本県においても、計画的な取組を推進していく必要があります。

(3) 主な施策

地球温暖化対策計画の改定内容を踏まえ、今後記載

2 自然環境の保全

(1) 指標

指標名	2022 年度実績	2030 年の数値
生物多様性の保全につながる活動を実施している人の割合（県民ニーズ調査結果）	48.8%	

(2) これまでの取組と課題

自然環境の保全に当たっては、生態系に着目し、生物多様性を保全する視点を中心に取組を進めており、2016（平成28）年3月に策定した「かながわ生物多様性計画」（以下「生物多様性計画」という。）に基づき施策を推進してきました。

生物多様性計画の策定以降、SDGs達成に向けた機運の高まり、コロナ禍を経ての人と自然との関わりの変化、気候変動対策と生物多様性保全の両立の議論といった新しい動きも出ています。

これらを踏まえ、2024（令和6）年3月には、かながわ生物多様性計画の改定を行い、引き続き、「地域の特性に応じた生物多様性の保全」と「生物多様性の理解と保全行動の促進」の2つを目標に掲げつつ、2030（令和12）年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指した「30 by 30」目標等も見据えながら、県としても施策を推進していく必要があります。

水源環境の保全・再生に当たっては、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」を策定し、自然が本来持っている水循環機能を保全・再生するための特別な対策に取り組んできました。暮らしを支える良質な水を、将来にわたって安定的に確保するための施策を、引き続き推進していく必要があります。

● 地域特性に応じた生物多様性の保全

生物多様性計画では、本県の地域特性を踏まえて主な生態系を、「山地・森林生態系」、「里山・農地生態系」、「都市生態系」及び「陸水生態系と沿岸域」の4つのまとまりで捉え、その生態系に着目し、県土を6つのエリアに分けています。

植生回復のためにニホンジカの管理捕獲や森林整備を中心に行うエリア、里地里山の保全を行うエリア、都市住民が自然とふれあう場を保全するエリアというように、各エリアに即した取組を実施してきました。

生物多様性は、一度失われると回復が困難です。自然がもたらす恵みを次の世代に引き継いでいくため、その大切さを認識し、継続性を持った保全と持続可能な利用を図っていくことが求められています。

● 自然環境の保全に資する広域的な取組

自然環境の劣化が進むことで、農作物への被害や人身被害といった直接的な被害も発生しています。自然環境は生きものの生息場所となるだけでなく、森林は水源かん養機能を担うほか、土砂災害を防止し、都市の中のみどりは、心豊かな生活を支えるなど、我々の生活に直結した機能も備えています。

こうした自然環境を保全するため、法令に基づく地域指定による緑地保全、外来生物の防除や野生鳥獣との共存（棲み分け）、環境に配慮した計画的な土地利用といった取組を、各エリアの範囲内にとどまらず広域的に実施してきました。

これらの取組は、人間の経済的活動の消長や野生鳥獣の生態、外来生物の移入など動的な要因が関係するため、安定的な効果が表れにくいですが、実効性の高い手法を追求し、今後も継続的に着実な取組を進めていく必要があります。

● 自然環境を保全するための行動の促進

生物多様性の保全は、行政の取組や規制のみでは限界があるため、企業や県民等の多様な主体が自分事として取り組むことが求められます。

生物多様性計画における取組の結果、2022（令和4）年度に実施した県民ニーズ調査において、「生物多様性の言葉の意味を知っている」県民の割合は72%、「生物多様性のために何らかの行動をする」割合は77%と、いずれも7割を超えた。一方で、「周辺の自然環境が豊かになった」と感じる割合は1.3%にとどまり、「劣化した」と感じる割合は7.7%となっています。県民の実感として、自然環境や生物多様性の保全が進んだとは受け止められていない現状があり、自分事として取組が進むための支援を、より一層充実させる必要があります。

● 水源環境の保全・再生

2001（平成13）年に宮ヶ瀬ダムが完成し、県民が将来にわたり必要とする水を確保するための施設は概ね整ったものの、上流域の森林の荒廃や生活排水対策の遅れなど、様々な課題がありました。

そこで、2007（平成19）年以降の20年間における水源環境保全・再生の将来の展望と施策の基本方向を「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」として取りまとめ、この大綱に基づき、5年ごとに取り組む対策について、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を策定し、現在、第4期目の施策を推進しています。

森林関係の事業については、水源林の整備等を進めた結果、水源かん養等の公益的機能の高い森林づくりは着実に進み、シカの採食による影響等もありま

すが、植生の回復が見られるなど効果が現れてきています。

また、水関係の事業では、河川の保全・再生、水源環境への負荷軽減等を進めてきた結果、河川の水質が改善するなど、一定の成果が見られています。

(3) 主な施策

ア 地域特性に応じた生物多様性の保全

(ア) 丹沢エリア

ブナ林の立ち枯れやニホンジカの採食による自然植生の衰退、土壌流出などの自然環境の劣化からの再生を目指します。ブナ林等の保全・再生、公益的機能の発揮を目指した森林の整備、ニホンジカの管理、自然公園施設の適切な管理や適正利用等の取組を進めます。

(イ) 箱根エリア

箱根山地の景観と生態系の保全等を図るため、自然公園の適正利用に取り組むとともに、公益的機能を発揮するための森林整備やニホンジカ・ニホンザルの管理等の取組を進めます。

(ウ) 山麓の里山エリア

農業の有する多面的機能と、それを支える農林業の営みを維持するため、里地里山保全等の促進や地域による農地保全の共同活動、野生鳥獣との棲み分けに向けた対策等の取組を進めます。

(エ) 都市・近郊エリア

都市に残された身近な自然を保全するため、都市公園の適切な管理運営を行うとともに、トラスト制度など多様な主体との連携・協働による緑地の保全や管理、里地里山保全等の促進、環境保全型農業等の推進等の取組を進めます。

(オ) 三浦半島エリア

三浦半島に残された自然を保全するため、多様な主体との連携・協働による緑地の保全や管理、里地里山保全等の促進や環境保全型農業の推進、農業や水産業の体験学習など、自然とふれあう地域づくりを進めます。また、特定外来生物であるアライグマ等の防除対策を進めます。

(カ) 河川・湖沼及び沿岸エリア

生きものに配慮した多自然川づくり、砂浜の回復・保全、水域の生態系保全や外来魚対策等に関する調査研究等を進めます。

イ 自然環境の保全に資する広域的な取組

(ア) 野生鳥獣との共存を目指した取組

- ・ 被害をもたらす鳥獣の習性や被害状況、地域の実情等に応じて、地域住民や市町村など地域の関係者が主体となって行う鳥獣被害対策の取組を支援し、人と鳥獣の棲み分けを図っていくことにより、野生鳥獣との共存を目指します。
- ・ 林床植生など生態系への影響が大きく農林業被害も生じているニホンジカについては、「生物多様性の保全と再生、丹沢山地でのシカ地域個体群の安定的存続、農林業被害の軽減、丹沢山地以外でのシカ定着の防止」を目標とし、個体数調整、生息環境管理及び被害防除対策を実施します。
- ・ 農業被害や生活被害、人身被害が深刻化しているニホンザルについては、「適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理、農作物被害の軽減、生活被害・人身被害の根絶」を目標とし、被害防除対策、群れ管理、生息環境整備を効果的に組み合わせて行う取組を実施します。

(イ) 外来生物の監視と防除

- ・ 外来生物の侵入状況について情報収集を行うとともに、県民自身による対応が可能な外来植物等の駆除方法等についても情報提供を行い、地域主体の外来生物の防除活動を促進します。
- ・ 特に生態系への影響や農業被害、生活被害が大きいアライグマについては、防除実施計画に基づき、市町村等と連携して防除対策を進めます。

(ウ) 法令・制度等を活用した生態系の保全

- ・ 法令による地域指定や、都市公園の整備、トラスト制度など、地域の特性に応じた手法を活用し、緑地等の保全を図ります。法や条例に基づく指定地域では、建築物の建築等の一定の行為について制限を設けており、原則として現在の指定については指定を維持し、必要に応じて新たな指定も検討します。
- ・ 現行の法制度を最大限活用しても保全を図ることのできない良好な緑地については、所有者との保存契約の締結や「かながわトラストみどり基金」を活用した買入れを行います。

(エ) 生物多様性への負荷を軽減する取組

- ・ 神奈川県土地利用調整条例や神奈川県環境影響評価条例等の運用により、開発を行う際にも環境に配慮したものとなるよう調整し、生物多様性への負荷を軽減します。
- ・ 農業分野においては、化学農薬や化学肥料の使用を減らし、環境への負荷を低減した環境保全型農業の推進を図ります。

(オ) 水源環境の保全・再生

- ・ かながわ水源環境保全・再生施策大綱に基づき、荒廃が懸念される私有林の整備や、河川の保全・再生、地下水かん養対策を進めます。
- ・ 昨今の集中豪雨等による土砂災害の頻発化、激甚化も踏まえ、土壌保全対策に取り組んでいくとともに、私有林の整備に当たっては、シカの管理捕獲と連携した森林整備に取り組み、林床植生の回復を図り、水源かん養等の公益的機能の高い森林づくりを推進します。

ウ 自然環境の保全に向けた行動の促進

- ・ 県民や事業者、行政等の様々な活動主体が、生物多様性の保全のための行動をとることができるよう、生物多様性に関する様々な情報を収集するとともに、情報サイト等により適切に情報発信を行います。
- ・ 生物多様性の恵みを次世代にわたって持続的に享受できるよう、生物多様性保全の輪を広げ、様々な活動主体が、それぞれ又は連携・協働して行う生物多様性の保全のための取組を促進します。
- ・ 自然観察会の実施やグリーンツーリズムの推進など、自然を実感できる場を提供し、生物多様性に関する環境教育・学習を推進します。
- ・ 森林づくりボランティア体験などの森林活動や森林再生パートナー制度（企業・団体を対象とした参加協力の仕組み）など多様な方法により、県民や企業等に森林づくりの理解と協力を得られるよう、取組を推進します。

3 循環型社会の形成

(1) 指標

指標名	2021 年度実績	2030 年度数値
生活系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量	631 g / 人・日	(検討中)
産業廃棄物の排出量	1,714 万 t	(検討中)
不法投棄等 (不法投棄及び不適正保管) の残存量	15.0 万 t	前年度より減少

(2) これまでの取組と課題

循環型社会の実現に向けて、本県は、2002（平成 14）年に「神奈川県廃棄物処理計画」を策定し、2012（平成 24）年には「神奈川県循環型社会づくり計画」（以下「循環型計画」という。）に名称を改め、「廃棄物ゼロ社会」を基本理念として、3R（リデュース（排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用））及び廃棄物の適正処理を推進してきました。

一般廃棄物の排出量（県民一人当たり）は減少していますが、産業廃棄物の排出量は長期的に横ばい傾向であり、不法投棄等残存量は近年微増傾向であるなど、引き続き対応すべき課題となっており、県民、事業者、市町村等と連携を図りながら、更なる取組を進めていく姿勢が求められています。

近年は、気候変動による深刻な水害の発生など大規模な自然災害が頻発し、大規模地震が発生する可能性も指摘されています。発災時に生じる大量の廃棄物を、迅速かつ適正に処理する体制の整備がますます重要となっています。

さらに、国際的な課題である脱炭素社会の実現のためには、廃棄物の焼却時に発生する温室効果ガスの排出量削減と、廃棄物エネルギーの有効利用を進める必要があります。

これまでも行ってきた廃棄物排出量の減量、再生利用の推進等に向けた取組を一層深めるとともに、新たな課題にも対応しながら、循環型社会の形成に向けて取り組んでいく必要があります。

● 一般廃棄物

これまで、市町村のごみ処理広域化・集約化の推進や普及啓発活動等による適正処理の推進に取り組んできた結果、2021（令和 3）年度の本県における一般廃棄物の排出量は 276 万 t でした。循環型社会づくり計画の計画期間初年度である 2012（平成 24）年度と比較すると 20 万 t 以上減少しており、長期的には減少傾向にあります。

県民 1 人 1 日当たりの排出量も、2021（令和 3）年度で 631 g と減少傾向にあり、市町村による住民への働きかけなどにより、家庭から出るごみの減量化が

進んでいることによるものと考えられます。ただし、2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、県民1人1日当たりの排出量は、前年度よりも14g増加しており、社会状況の変化によって影響を受けることが示されました。

最終処分量も、排出量の減少に伴って長期的には減少傾向にありますが、近年は横ばい又は微減傾向で推移しており、再生利用率は、2012（平成24）年度以降、ほぼ横ばい傾向にあります。

なお、家庭から排出され焼却されているごみの内訳は、生ごみが約3割、紙類が約3割、プラスチックごみが約1割強となっています。再生利用率の向上には、家庭における未利用食品等の食品ロスの削減、紙やプラスチックごみの分別の徹底等を図る必要があります。

● 産業廃棄物

排出事業者に対する排出抑制・再生利用の促進や適正処理の指導を行ってきた結果、2021（令和3）年度の産業廃棄物の排出量は1,714万tで、ここ数年は減少傾向にあります。最終処分量は、海洋投入処分に係る規制の厳格化により、海洋投入処分量がゼロとなったことが主な要因となって、減少傾向にあります。

より一層の排出量の減量化、再生利用等を推進するため、多量排出事業者の自主的な取組を促進するとともに、県としても詳細な現状把握に努め、対策を推進していく必要があります。

● 適正処理

不法投棄や不適正保管については、県民、事業者、市町村、警察等と連携した監視活動や、事業者に対する適正処理の指導等を実施してきましたが、その残存量は、2016（平成28）年度以降、年度による増減はあるものの、全体として微増傾向となっています。大規模な不適正保管事案は、建設業者によるものが多くを占めています。

また、PCB廃棄物については、神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき、法令で定められた期限内での処理を進めています。

● 災害廃棄物処理

災害廃棄物は一般廃棄物であることから、一義的には市町村がその処理を行うこととされています。県は、市町村に対して必要な情報提供や技術的支援を行う立場にあり、被災市町村だけで処理が困難な場合に、広域的な支援体制を整備する役割を担っています。

近年の自然災害が激化している状況を踏まえると、平時の備えが急務ですが、県内市町村において、災害廃棄物処理計画を策定しているのは、2022（令和4）年現在、26市町村にとどまっています。

（3）主な施策

循環型社会づくり計画の改定内容を踏まえ、今後記載

4 大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減

(1) 指標

指標名	2021 年度実績	2030 年度数値
PM2.5 の自動車排出ガス測定局における年平均値の全局平均値	8.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	前年度より削減
東京湾の化学的酸素要求量(COD)の環境基準達成率	63.6 %	72.7 %

(2) これまでの取組と課題

便利で豊かな生活を求めるなかで、我々は、大気や水といった身近な環境に負荷をかけるとともに、自らの健康リスクを高め、生物多様性の損失等の負の影響を与えてきた歴史があります。高度経済成長期には、これらが大きな社会問題となりましたが、その後の取組により、状況は大幅に改善しています。

しかし、長きにわたり光化学オキシダントの環境基準を達成できていないことをはじめ、依然として取り組むべき課題が多く残されています。

コロナ禍に伴う社会活動の変化が、大気環境に影響を与えたことから、社会経済の動向と併せて、環境の状況を注視していくことが重要であることが示されました。我々の生活にとって、良好な大気環境や水環境は必要不可欠であり、県は、関係自治体と連携しながら、広域的にその保全のための取組を進めていく必要があります。

● 大気環境

大気汚染防止法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「生活環境保全条例」という。）等に基づき、工場等から排出される窒素酸化物やばいじん等の大気汚染物質に対して、濃度規制や総量規制を実施するとともに、ディーゼル車運行規制や低公害車の普及、エコドライブの推進等の施策を推進した結果、二酸化硫黄（ SO_2 ）及び一酸化炭素（CO）は、長期間にわたり環境基準を達成しています。

二酸化窒素（ NO_2 ）や浮遊粒子状物質（SPM）についても改善傾向が見られ、2016年度以降、いずれも環境基準の達成率は100%の状態を継続しています。

また、微小粒子状物質（PM2.5）については、2016（平成28）年度以降、環境基準を達成する状況を継続しています。

さらに、光化学オキシダントについては、環境基準達成率が0%の状況が継続しているものの、長期的な改善傾向を評価するための指標で見ると、近年、

その濃度は低下傾向にあります。光化学スモッグについては、年間数日程度、注意報を発令する状態が継続しています。

PM2.5及び光化学オキシダントについては、生成機構が十分に解明されていないといった課題があります。

● 水環境

水質汚濁防止法や生活環境保全条例に基づく事業者への指導のほか、下水道や浄化槽などの生活排水処理施設の整備を行ってきました。また、「東京湾における化学的酸素要求量等に係る総量削減計画」に基づき、汚濁負荷対策等に取り組んできました。

その結果、2021（令和3）年度の河川のBOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準達成率は93.3%、相模湾のCOD（化学的酸素要求量）の環境基準達成率は100%となり、良好な状態を維持しています。

一方、閉鎖水域である湖沼や東京湾のCODの環境基準達成率は、湖沼では80.0%、東京湾では63.6%となっています。

このように、閉鎖系水域では、環境基準達成率が低い状況が継続しており、引き続き生活排水対策を推進するとともに、アオコや赤潮といった富栄養化状態への対策も必要です。

地下水については、2021（令和3）年度の定点調査結果で環境基準達成率は98.7%で、良好な状態を維持しています。

● 化学物質

現在、数万種類の化学物質が流通しているとされています。これらは生活に欠かせない反面、環境中へ排出されると有害になる場合もあり、取り扱う事業者による適正な管理が重要です。

本県では、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）や生活環境保全条例に基づき、事業所における化学物質の排出量や取扱量を把握し届け出る制度等を設け、化学物質による環境負荷の低減に向けた事業者の自主的な取組を促進しています。

その結果、化管法の届出に基づく、本県における排出量は、2020（令和2）年で4,477 tとなっており、減少傾向にあります。

（3）主な施策

ア 大気環境の保全、更なる向上

（ア）大気環境の常時監視等

- ・ 大気汚染防止法に基づき、県内各所で大気汚染物質の常時監視を行い、結果を速やかに公表します。
- ・ ばい煙を発生する工場や事業場等に対しては、関係法令に基づく立入検査を実施し、排出基準の遵守状況を確認するなど、規制・指導を行います。

(イ) 光化学オキシダント、PM2.5等への対応

- ・ 原因物質の一つであるVOC（揮発性有機化合物）の排出抑制のため、排出事業者による自主的な取組を促す普及啓発を行います。
- ・ PM2.5の広域的な移動の実態把握や発生源の種類・地域を明らかにするための調査研究を行います。
- ・ 神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画に基づき、ディーゼル車運行規制や低公害車の普及、エコドライブの推進、国や関係機関と連携した幹線道路整備や信号制御等による交通流の円滑化・交通管理等の施策を推進します。

イ 水環境の保全、更なる向上

(ア) 水質環境の常時監視等

- ・ 水質汚濁防止法に基づき、県内の公共用水域（河川、湖沼及び海域）の水質測定を行い、結果を公表します。各種対策により、水質改善が確認された水域については、再び悪化することのないよう環境基準を上位類型へ見直します。
- ・ 公共用水域へ排水を排出する特定事業場等に対しては、定期的な立入検査を実施し、排出基準の遵守状況を確認するなどの規制・指導を行います。
- ・ 閉鎖水域である東京湾の水質については、「東京湾における化学的酸素要求量等に係る総量削減計画」に基づき、東京湾やその流入河川に排水を排出する工場・事業場に対し、COD、窒素・りん含有量を削減するよう総量規制、削減指導等を行います。
- ・ 湖沼については、生活排水等の流入対策を行います。また、アオコの発生抑制のため、湖水の循環を促すエアレーション装置を相模湖及び津久井湖に設置しており、引き続き適切な運用を行います。

(イ) 土壌汚染・地下水汚染対策等

- ・ 水質汚濁防止法に基づき、県内の地下水質について水質測定を行い、結果を公表します。
- ・ 地下水環境基準を超過した地点については、継続的に監視を行うとともに、基準超過の要因となっている発生源を特定した場合は、浄化等対策の指導を行います。
- ・ 有害物質により汚染された土地については、法令に基づき公示等をする

ともに、土壌汚染の除去等、必要な指導を行います。また、土壌汚染に伴う地下水汚染の有無について確認を行い、地下水汚染がある場合は、周辺への影響の有無について水質調査を行い、その結果を公表します。

(ウ) 地盤沈下対策等

地下水の採取が、地盤沈下をもたらす要因となり得ることから、過剰採取の規制を行うなど、地下水のかん養を図っていきます。

(エ) 生活排水処理施設の整備促進

未処理の生活排水の河川等への流入を抑制するため、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽など、生活排水処理施設の整備を促進します。

ウ 騒音・振動等への対策

(ア) 工場、事業場等への立入検査等

工場、事業場等からの騒音・振動・悪臭については、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び生活環境保全条例に基づき、市町村と連携して、規制基準の適合状況を確認するための立入検査等の規制・指導を行います。

(イ) 自動車等騒音調査

自動車、新幹線、航空機について騒音調査を実施します。また、必要に応じて環境基準の類型指定の見直し等を行います。

エ 化学物質等によるリスクの低減

(ア) 実態把握、環境保全対策の推進

- ・ 生態系への影響が懸念される化学物質については、適切なモニタリングにより環境濃度の実態を把握し、県民等への情報提供に努めます。
- ・ 大気汚染防止法の政令市と連携して、各地域内の有害大気汚染物質の調査を実施します。
- ・ 化管法や生活環境保全条例に基づき、事業者への規制や指導を行います。国の化管法等では、事業者に対し、取り扱う化学物質の量の把握や排出量低減のための措置を講じるよう求めています。県からは、適切な情報提供を行うことで、事業者の自主的な取組が進むよう支援していきます。
- ・ 農業分野においても、化学農薬や化学肥料の使用を減らし、環境への負荷を低減した環境保全型農業の推進を図ります。

(イ) アスベストへの対応

大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づき、アスベスト除去の作業を行う工事現場等に対して立入検査を実施するとともに、必要に応じて現場周辺の環境調査も併せて実施し、飛散防止の徹底を図ります。また、適正な処理がなされるよう、事業者に対して適宜、情報提供を行っていきます。

5 横断的な取組 ～統合的な課題解決を目指して～

一人ひとりの環境意識は向上し、企業等においてはE S G投資や環境に配慮しながらのビジネスモデルが次々と生み出されています。

また、教育現場においては、持続可能な開発のための教育（E S D : Education for Sustainable Development）がなされるなど、持続可能な社会づくりに向けた機運は着実に高まりを見せています。

しかし、多様化・複雑化する環境をめぐる課題を解決するには、一層の環境教育・環境学習の充実や、県民、事業者、環境活動団体、研究機関、行政といった多様な主体が課題を自分事として捉え、具体的な行動に移していくことはもちろん、各主体が協働・連携して取組を推進することが必要です。

また、環境施策の推進に当たっては、施策分野間における関係性や、経済、社会といった環境以外の側面への影響を考慮し、統合的な課題の解決を意識することが求められています。

〈参考〉環境以外の分野に影響を与える主な例

○ 経済や社会への影響

- ・ E S G投資やグリーンリカバリーによる経済の好循環
- ・ 適応策の実施による農林水産業における新たな機会の創出
- ・ 環境に配慮した新技術の開発、ビジネスモデルの確立、雇用の創出
- ・ 自然環境を利活用したグリーンツーリズムによる地域活性・人的交流の活性化
- ・ 環境保全活動による地域活性化・人的交流の活性化
- ・ 分散型電源の導入による災害時の電源確保
- ・ 緑地や森林の適切な管理による土砂災害等の防止

○ 福祉や健康への影響

- ・ 良好な大気・水環境、豊かな自然環境の保全による心身の健康維持・未病の改善
- ・ 環境保全活動やイベントへの参加による心身の健康維持・未病の改善
- ・ フードドライブ（環境分野では食品ロス対策）による生活困窮者支援

（1）環境教育・学習の推進

これからの時代を担う若年層への環境教育は、少子高齢化も相まって、ますます重要性を増しています。県では、これまでも学校授業への講師派遣や教職員を対象とした研修の実施により、学校における環境教育の支援を行ってきました。

一方で、環境問題は多岐にわたるとともに、気候変動など喫緊の課題が多く、あらゆる主体が環境問題を自分事として捉え、行動変容につなげていくためには、幅広い世代において、環境に関わる問題を意識し、学び続け、課題解決に向けて実践していくことが必要です。

また、若年層に対する教育だけではなく、地域や職場をはじめとする身近な場において、自ら学ぶ環境学習の支援に取り組むとともに、環境問題への関心が低い方々にも、行動を起こしていただくための働きかけを進め、効果的な情報発信を行うことが重要です。

SDGsやESDといった観点から、環境教育・学習には社会・経済問題の解決にも資することが期待されており、環境教育・学習の取組を推進し、持続可能な社会づくりのために行動する人材の育成・増加を図るとともに、あらゆる世代において環境教育・学習を推進していくため、県民、学校等の教育機関、NPO等の団体、事業者、行政といった各主体が、適切に役割を分担・補完しながら、連携して取り組んでいく必要があります。

環境教育・学習を推進するに当たり、各主体に期待される役割は次のとおりです。

(各主体に期待される役割)

- ・ 県民には、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、自ら環境に関する情報を収集し、環境について学ぶ姿勢を持つこと、その輪を家庭から地域、職場等にも広げていくことが望まれます。
- ・ 学校等の教育機関においては、発達段階に応じた環境教育を教科横断的な視点で進めることで、環境問題についての正しい理解を促し、自ら行動する人材の育成を行うことが求められます。
- ・ NPO等の団体には、民間団体ならではの専門性や機動性、ネットワークを活かし、学校教育等だけでは担いきれない、より実践的な環境教育・学習の推進や、地域における活動の中心となることが期待されます。
- ・ 事業者には、地域の一員として、事業活動による環境負荷の低減に努めることはもちろん、職場での環境学習や地域の環境保全活動への参画等も期待されます。
- ・ 行政には、環境教育・学習についての情報収集・効果的な情報発信を行い、各主体の取組を促す役割が求められています。また、各主体をつなぎ、パートナーシップを構築していくことも必要です。

こうした各主体に期待される役割を踏まえ、県では、主に次の取組を推進していきます。

○ 県民による環境学習の促進

- ・ 家庭や地域における取組が促進されるよう、ホームページ等の各種広報媒体や、NPOと協働して運営する「かながわ環境活動支援コーナー」（かながわエ

コBOX)を通じて、環境保全活動に関する情報提供を行います。また、かながわエコBOXでは、環境アドバイザーによる相談対応や活動支援を実施します。

- ・ 知事から県民に「地球温暖化防止活動推進員」を委嘱し、推進員の方々に活動していただくことで、地球温暖化の現状や知識の普及など、地域における地球温暖化対策を推進します。
- ・ 環境学習施設のオープン利用を推進し、環境学習の拠点として情報発信や各主体の連携を促します。また、出前講座や環境問題に関する学習講座を実施します。
- ・ 地域で環境活動を実践するリーダーを養成するための講座を開催し、地域活動の活性化を促します。

○ 学校等における環境教育への支援

- ・ 学校教育を通じて地域社会での環境・エネルギー等への理解を深めるため、NPOや企業等の専門的知識を有する講師を県内の小・中学校、高校等に派遣し、学校のニーズに合わせて、実験等を交えた体験型の授業を実施します。
- ・ 県民の気候変動問題の認知度向上を図るため、これまで作成した気候変動学習教材の活用を促すための出前授業や教員向け講座を行います。
- ・ 学校教育において、環境教育を実施するための支援として、教職員を対象とした研修を実施します。

○ その他

- ・ 地球温暖化防止活動推進員をはじめ、環境学習に携わる担い手の高齢化が課題となっているため、担い手となる後継者の育成にも取り組みます。
- ・ ESDは、SDGsの17すべての目標の実現に寄与するため、環境教育の中で、環境問題が身近な衣食住や社会、経済の問題につながっていることを伝え、ESDの推進によってSDGsの複数の目標を実現することを目指します。
- ・ 現場での体験を通じた教育・学習とともに、ICTや映像等の活用が有効な場合には積極的に活用するなど、効果的・効率的な手法を採用します。

(2) 多様な主体との連携による施策の推進

SDGsの17番目のゴールは、「パートナーシップで目標を達成しよう」です。本計画で掲げている基本目標や各分野における将来像の実現に向けては、各施策に関連する主体が連携し、目標達成に向けて取り組んでいく姿勢が必要です。行政だけではなく、県民、事業者など、あらゆる主体が課題を自分事化し、それぞれの立場での取組を進めながら、協働・連携を図っていくことで、持続可能な社会を形成していきます。

各主体に期待される役割は次のとおりで、こうした役割を踏まえ、本県も各施

策分野における取組を推進していきます。

(各主体に期待される役割)

- 県には、本県の特성에応じた各取組の目標や方向性を明示し、県内における各主体による取組を調整する役割が求められています。
また、県民、団体、事業者、市町村など各主体の取組を促進するとともに、県自らの事業活動においても環境に配慮する率先実行の姿勢が必要です。
- 事業者には、公害防止のための取組はもとより、資源やエネルギーの効率的な利用や廃棄物の削減、生産から消費までのサービス全体を通じた環境負荷の低減を、自主的かつ積極的に進めることが期待されています。
- NPO等の団体には、自らが具体的な環境保全活動を行うことのほか、地域における各主体の取組の結束点としての役割が期待されています。
- 県民には、環境配慮の必要を認識し、日常生活に起因する環境負荷の低減を図るよう、自らの意識やライフスタイルを転換し、実際に行動することが期待されています。

(3) 国際貢献や広域的な取組

盛んな経済活動が営まれ、多くの人口を擁する本県には、地球規模で深刻化する環境問題に対応していくための国際的な視点が求められています。

また、気候変動への対応や生物多様性の保全、循環型社会の形成といった環境問題は、喫緊の課題であるだけでなく、それぞれの課題が関連しているなか、これらの課題を統合的な視点で捉え、同時解決に向けた取組も求められています。

こうした点において、1997（平成9）年に本県が誘致した公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）は、葉山町に本部を置く国際的な環境政策研究機関であり、IGESの知見を共同研究や提言を通じて県の施策に活かしていくことは、「環境分野における国際貢献」をねらいの一つに誘致した本県にとっての責務です。

IGESを誘致したねらいには、このほかに「県市町村の政策形成や民間企業等の実践への研究成果のフィードバック」、「環境関係人材の育成」、「優れた研究者の集積による県内大学や市町村への貢献」があります。IGESには、専門的な知見を広く県内に分かりやすい形で還元することで、県民の意識向上と行動の実践を促し、複雑化・多様化する環境問題の解決に向けた、より一層の地域貢献が求められています。IGESを誘致した県としても、各施策分野の統合的な解決に向けて、IGESとの連携を深化させながら、更に取組を推進していきます。

また、環境問題については、一行政区域にとどまらず、広域的に対応すべき課題が多いことから、政令市や県域の市町村との連携はもとより、他都道府県等とも連携した取組が不可欠であることから、九都県市首脳会議等の枠組みも活用しながら、広域連携の取組を推進するとともに、広域的に対応すべき環境問題に対

しては、全国知事会等を通じて、国の制度改正や地方への支援の充実等について、国に対して提案や働きかけを行っていきます。

(4) 県庁の率先実行

気候変動への対応、生物多様性の保全、循環型社会の形成等が喫緊の課題となるなか、地球温暖化防止を含め、環境負荷の低減や環境汚染の未然防止のために、県自らが率先して行動することによって、一事業者としての責任を果たすことはもちろん、環境問題の解決に貢献する姿勢を示し、事業者や市町村等にも取組を広げていくことが求められています。

県庁の率先実行を進めるに当たっては、まずは、職員自身が環境問題を自分事化し、実践的な行動に移していく必要があります。その基礎となる環境関連法令を全ての職員が理解・順守した上で、職場における取組を主体的かつ積極的に進めることはもとより、地域社会や家庭においても、率先して環境配慮の取組を広げていくことが重要です。

(県庁の率先実行の取組例)

- 県有施設における再生可能エネルギーの導入促進・利用拡大
 - ・ 太陽光発電設備を設置可能な県有施設のうち、2030（令和 12）年度までに 50%、2040（令和 22）年度までに 100%に設置することを目指します。また、発電した電力の有効活用や災害時対応の観点から、蓄電池も併せて導入します。
 - ・ 2030（令和 12）年度までに、全ての県有施設において、使用する電力を全て再生可能エネルギー由来の電力にすることを目指します。
- 省エネの徹底、庁舎等の Z E B 化の推進
 - ・ 県有施設の新築及び建て替えに当たっては、「省エネ」と「創エネ」を組み合わせ、原則として施設全体で脱炭素化する Z E B を導入します。
 - ・ 実効性のある省エネ対策など、これまでの取組を継続するとともに、施設・設備の運用改善を着実に進めます。
- 公用車電動化
代替可能な電動車がない場合等を除き、公用車を 2028（令和 10）年度までに全て電動化するため、E V 等を率先して導入します。
- グリーン購入、電力のグリーン調達の推進
 - ・ 本庁、出先機関等が事務用品等を購入するに当たっては、「神奈川県グリーン購入基本方針」に基づき、環境への負荷が少ないリサイクル製品等の優先購入を徹底します。

- ・ 県有施設で使用する電力調達の契約に際しては、温室効果ガス排出係数削減等に取り組む電力会社からの調達を行います。
- プラスチックごみの資源循環の推進
プラスチックの3R+Renewableに係る取組を進めます。
- 公共事業（県の事業）における環境配慮
県自らが実施する道路建設、建築物建設、用地造成等の大規模事業については、環境への配慮を着実にを行うため「環境配慮評価システム」を運用します。庁内横断的な体制をもって、事業の基本計画段階において環境配慮がなされているかを評価し、審議を行います。

（５）デジタル化の推進

多様な場面においてデジタル化を推進し、環境負荷の低減やこれまで対応が難しかった課題の解決に向けて、効率的に取り組めます。例えば、オンラインによる在宅での勤務や教育が可能な環境の整備を促進し、移動時間を減少させることで、エネルギー使用の減少を図ります。

また、スマート農業の促進は、農作業の効率化・生産性の向上を図り、さらには新たな担い手の確保にも貢献すると考えられます。鳥獣被害対策における集落環境調査や不法投棄物の発見等ではドローンを使用するなど、デジタル技術の活用が有用な取組も見られます。これらの有用な取組を継続するとともに、デジタル化が有効と考えられる場面への積極的な活用を推進していきます。

（６）県試験研究機関での調査・研究等

県の各試験研究機関において、現状のモニタリングを着実に実施するとともに、脱炭素、気候変動への適応、自然環境の保全等に資する技術研究を行い、成果を適切に社会へ還元します。

（７）グリーンファイナンスの活用

2021（令和3）年に国の「グリーン成長戦略」が打ち出され、地球温暖化対策を経済成長の制約ではなく、成長の機会と捉える方針が掲げられました。経済と環境の好循環を作っていく産業政策であり、企業のグリーン投資の勢いは更に増していくものと考えられます。県では、「グリーンボンド」の仕組みを活用し、環境分野への投資を促しながら、気候変動に適応するハード対策に取り組み、一層のグリーン投資を促進します。

第3章 計画の推進

1 庁内の推進体制

環境部局を中心に施策を実施する中で、県庁内の環境基本計画推進会議を活用して、関連部局と連携・協力しながら、部局横断的に環境施策を推進します。

2 進行管理

- ・ 県は、毎年度、各施策分野の指標と各個別計画に基づく施策の取組状況から、多角的かつ総合的に分野全体の進捗を把握します。
- ・ 県は、庁内の関係部局で構成する神奈川県環境基本計画推進会議において、毎年度の進捗状況を報告書として取りまとめ、学識経験者、市町村、県議会議員からなる環境審議会に報告し、環境審議会は、今後の計画推進に際して必要な意見を述べます。
- ・ 県は、毎年度の進捗状況に係る報告書をホームページで公表します。
- ・ 県は、環境審議会からの意見は、次年度以降の計画の推進及び次回の計画見直しの際に活用します。

3 計画の見直し

計画期間の最終年度に、それまでの進捗状況、成果等を踏まえた課題を整理し、県民、市町村及び環境審議会の意見を踏まえ、計画全体を見直し、改定します。

なお、環境をめぐる動向、社会情勢等に大きな変化が生じた場合は、計画期間の最終年度を待たずに見直しを実施することとします。

参考資料

I 改定前計画の進捗状況

2016（平成28）年度に策定した環境基本計画（以下「現行計画」という。）では、計画の進捗状況について、毎年度点検を行ってきました。

「地球温暖化への対応」や「自然環境の保全」といった施策の柱ごとに、数値目標を伴う重点施策を設定し、主にその達成状況により進捗を把握してきました。

その結果、「地球温暖化への対応」と「資源循環の推進」において、進捗に遅れが見られます。温室効果ガス排出量や廃棄物発生量は減少しているものの、この2つの分野については、特に取組を強化していく必要があります。

一方、「自然環境の保全」、「生活環境の保全」、「人材の育成と協働・連携の推進」及び「技術力の活用」では、重点施策の進捗状況は、順調又は概ね順調でしたが、持続可能な社会を形成していくためには、より一層の取組が求められます。

計画の改定に当たっては、これらの課題認識を踏まえ、計画の全体的な方向性、各分野における施策の方向性を設定し、改定後も、課題解決に向けて進展しているかを注視していく必要があります。

施策分野	重点施策及び数値目標		最新の実績値 (目標値)	県の 自己評価
地球温暖化への 対応	事業者による自主的な取組等の促進	大規模排出事業者のうち二酸化炭素排出量の削減目標を達成した事業者の割合（％）	2020年度： 82.6 (74.0)	順調
	再生可能エネルギー等の導入加速化・安定した分散型電源の導入拡大	県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合（％）	2020年度： 20.4 (25)	やや遅れている
資源循環の推進	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進	製造業における産業廃棄物の再生利用率（％）	2020年度： 38.1 (50)	遅れている
	廃棄物の適正処理の推進	不法投棄等残存量（万t）	2020年度： 22.4 (21.9)	遅れている
自然環境の保全	地域の特性に応じた生物多様性の保全	里地里山の保全活動に取り組んだ人数（人）	2021年度： 4,499 (5,200)	遅れている

	自然が持つ水循環機能の保全・再生	水源の森林エリア内の私有林で適切に管理されている森林の面積の割合 (%)	2021年度 : 91 (95)	概ね順調	
生活環境の保全	微小粒子状物質 (PM2.5) 対策の推進	PM2.5の自動車排出ガス測定局における年平均値の全局平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	2021年度 : 8.7 (9.7)	順調	
	水質保全対策の推進	東京湾へのCOD、窒素及びりん汚濁負荷量の排出量 (t/日)	COD	2020年度 : 20 (21)	順調
			窒素	2020年度 : 25 (25)	
			りん	2020年度 : 1.8 (1.9)	
	化学物質にかかる環境保全対策の推進	化学物質の環境への届出排出量 (t)	2020年度 : 4,477 (4,791)	順調	
農林水産業の振興を通じた環境への配慮	新たに有機農業に取り組む農業者及び新規エコファーマーの累計人数 (人)	2021年度 : 118 (90)	順調		
人材の育成と協働・連携の推進	環境学習・教育の推進	NPO・企業との協働による環境・エネルギー学校派遣事業の累計受講者数 (人)	2021年度 : 39,500 (36,000)	順調	
	環境にやさしい暮らしの促進	マイエコ10(てん)宣言の宣言者数(個人累計) (人)	2021年度 : 350,581 (36.5万)	概ね順調	

2 検討経過：今後記載

3 用語集：今後記載